

構造改革特別区域計画の変更の認定申請書

平成16年1月23日

内閣総理大臣 殿

宮崎県知事 安藤 忠恕

平成15年8月29日付けで認定を受けた構造改革特別区域計画について下記のとおり変更したいので、構造改革特別区域法第6条第1項の規定及び同法附則第3条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画の変更の認定を申請します。

記

1. 変更事項

特定事業の追加

2. 変更事項の内容

特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業の追加(504)

外国人情報処理技術者受入れ促進事業の追加(507)

「リゾート宮崎IT特区」変更申請 新旧対照表

新	旧
<p>1～2 略</p> <p>(3) 地域の取組</p> <p>【大学の取組】</p> <p>県内6大学と高等技術専門学校の研究成果を特許化して企業へ技術移転するため、宮崎大学（宮崎市）を中心として「(株)みやざきTLO（Technology Licensing Organization：技術移転機関）」が発足。また、宮崎産業経営大学（宮崎市）内に、データセンターとインキュベーション機能を備えた「宮崎ITソリューションセンター」が立地される等、大学等研究機関の技術シーズを活かした産業の形成促進や産学連携型IT産業の先進事例として期待が高まっている。</p> <p>また、<u>宮崎大学医学部</u>（清武町）を中心とした、電子カルテ標準インターフェイスMML（Medical Markup Language）の研究開発及び地域共同利用型電子カルテシステムの構築、運用についても取組が進みつつある。</p> <p>（以下、略）</p> <p>4～5 略</p>	<p>1～2 略</p> <p>(3) 地域の取組</p> <p>【大学の取組】</p> <p>県内7大学と高等技術専門学校の研究成果を特許化して企業へ技術移転するため、宮崎大学（宮崎市）を中心として「(株)みやざきTLO（Technology Licensing Organization：技術移転機関）」が発足。また、宮崎産業経営大学（宮崎市）内に、データセンターとインキュベーション機能を備えた「宮崎ITソリューションセンター」が立地される等、大学等研究機関の技術シーズを活かした産業の形成促進や産学連携型IT産業の先進事例として期待が高まっている。</p> <p>また、<u>宮崎医科大学</u>（清武町）を中心とした、電子カルテ標準インターフェイスMML（Medical Markup Language）の研究開発及び地域共同利用型電子カルテシステムの構築、運用についても取組が進みつつある。</p> <p>（以下、略）</p> <p>4～5 略</p>

「リゾート宮崎IT特区」変更申請 新旧対照表

新	旧
<p>6 構造改革特別区域の目標 (中略)</p> <p>そこで、「リゾート宮崎IT特区構想」においては、国立大学教員等の勤務時間内技術移転・研究成果活用兼業事業、国の試験研究施設の使用の容易化事業や国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業の規制の特例措置を適用するとともに、総合保養地域整備法における基本計画変更に係る主務大臣への協議手続等の簡素化、国立大学の施設の使用を認める「大学発ベンチャー」の範囲の拡大や留学生に対する在留期間更新による卒業後180日間の滞在延長を可能とする出入国管理及び難民認定法等の全国的な規制緩和、さらに本県において推し進めている「みやざき産業クラスター形成推進事業」や「ITビジネスモデル地区」指定による事業等の関連事業を実施することとしている。</p> <p><u>また、特区エリアの更なるポテンシャルの向上を図るため、高い能力を有する外国人情報処理技術者が本特区地域内において、長期間にわたり安定的に業務に従事できるよう、外国人情報処理技術者受入れ促進事業及び入国・在留諸申請の優先処理事業の規制の特例措置を適用する。</u></p> <p>これらの取組によって、高度IT人材の育成と産学官の連携強化によるIT産業の高度化促進が図られ、4つのエリアが持つそれぞれの特性を加速的・相乗的に発展させることができるとともに、本県のIT産業の自立的発展を促すことで、リゾート空間におけるIT産業の集積を新たに形成することを目標とするものである。</p> <p>7 略</p>	<p>6 構造改革特別区域の目標 (中略)</p> <p>そこで、「リゾート宮崎IT特区構想」においては、国立大学教員等の勤務時間内技術移転・研究成果活用兼業事業、国の試験研究施設の使用の容易化事業や国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業の規制の特例措置を適用するとともに、総合保養地域整備法における基本計画変更に係る主務大臣への協議手続等の簡素化、国立大学の施設の使用を認める「大学発ベンチャー」の範囲の拡大や留学生に対する在留期間更新による卒業後180日間の滞在延長を可能とする出入国管理及び難民認定法等の全国的な規制緩和、さらに本県において推し進めている「みやざき産業クラスター形成推進事業」や「ITビジネスモデル地区」指定による事業等の関連事業を実施することとしている。</p> <p>これらの取組によって、高度IT人材の育成と産学官の連携強化によるIT産業の高度化促進が図られ、4つのエリアが持つそれぞれの特性を加速的・相乗的に発展させることができるとともに、本県のIT産業の自立的発展を促すことで、リゾート空間におけるIT産業の集積を新たに形成することを目標とするものである。</p> <p>7 略</p>

「リゾート宮崎IT特区」変更申請 新旧対照表

新	旧
<p>8 特定事業の名称</p> <p>201 国立大学教員等の勤務時間内技術移転兼業事業 202 国立大学教員等の勤務時間内研究成果活用兼業事業 <u>504 特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業</u> <u>507 外国人情報処理技術者受入れ促進事業</u> 704 国の試験研究施設の使用手続きの迅速化事業 705 国の試験研究施設の使用容易化事業 813 } 815 } 国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項</p> </div> <p>(中略)</p> <p><u>全国的に行われることになる規制緩和の活用</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合保養地域整備法(リゾート法)における基本構想変更にかかる主務大臣への協議手続等の簡素化 ・国立大学の施設の使用を認める「大学発ベンチャー」の範囲の拡大 ・留学生に対して在留期間更新による卒業後180日の滞在延長を可能とする出入国管理及び難民認定法上の規制緩和 <p><u>(削除)</u></p>	<p>8 特定事業の名称</p> <p>201 国立大学教員等の勤務時間内技術移転兼業事業 202 国立大学教員等の勤務時間内研究成果活用兼業事業</p> <p>704 国の試験研究施設の使用手続きの迅速化事業 705 国の試験研究施設の使用容易化事業 813 } 815 } 国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項</p> </div> <p>(中略)</p> <p><u>全国的に行われることになる規制緩和の活用</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合保養地域整備法(リゾート法)における基本構想変更にかかる主務大臣への協議手続等の簡素化 ・国立大学の施設の使用を認める「大学発ベンチャー」の範囲の拡大 ・留学生に対して在留期間更新による卒業後180日の滞在延長を可能とする出入国管理及び難民認定法上の規制緩和 <p><u>関係法令改正後、特区において実施することができる規制緩和の特例措置の活用</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人情報処理技術者受入れ促進事業(在留期間3年 5年) ・特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業(504)

「リゾート宮崎IT特区」変更申請 新旧対照表

新	旧
<p>構造改革特別区域計画を推進するための事業 【】内は15年度の予算額 (以下、略)</p> <p>別紙 1 - 1 ~ 1 - 2 略</p> <p>別紙 2 - 1 ~ 2 - 2 <u>別添追加</u></p> <p>別紙 <u>3</u> - 1 ~ <u>3</u> - 2 略</p> <p>別紙 <u>4</u> - 1 ~ <u>4</u> - 2 略</p>	<p>構造改革特別区域計画を推進するための事業 【】内は15年度の予算額 (以下、略)</p> <p>別紙 1 - 1 ~ 1 - 2 略</p> <p>別紙 <u>2</u> - 1 ~ <u>2</u> - 2 略</p> <p>別紙 <u>3</u> - 1 ~ <u>3</u> - 2 略</p>

1 特定事業の名称

504 特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者（受入機関）

以下の機関との契約に基づいて特区内に所在する以下の施設又は事業所において「外国人情報処理技術者受入れ促進事業」の特例措置の適用を受けようとする外国人及びその扶養を受ける配偶者又は子

- ・ スパークジャパン株式会社
- ・ ソラン九州株式会社

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

認定後直ちに適用開始

4 特定事業の内容

特区内において、当該特区の特定事業（外国人情報処理技術者受入れ促進事業）の遂行に必要な業務に従事する外国人及びその外国人の家族に係る在留資格認定証明書等の入国・在留申請について、地方入国管理局において特に迅速な審査が行われるように他の案件と区別して、優先的に処理する。

機関（事業所）名	機関（事業所）の概要	外国人の活動内容
スパークジャパン株式会社 （住所 宮崎県宮崎市柳丸町 122-1）	<ul style="list-style-type: none"> ・ インターネット関連事業 ・ Webサイト企画・制作 ・ システム・ソフトウェア開発 ・ イントラネット、LANの構築運用 	特定情報処理活動 （当該外国人の配偶者又は子としての活動を含む。）
ソラン九州株式会社 （住所 宮崎県宮崎郡清武町 大字今泉丙1864-10 今泉工業団地内）	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンサルテーションサービス ・ ソフトウェアの開発 ・ ネットワークサービス ・ アウトソーシングサービス ・ パッケージソフトの開発、販売、保守 ・ 情報機器の販売及び斡旋 	特定情報処理活動 （当該外国人の配偶者又は子としての活動を含む。）

5 当該規制の特例措置の内容

外国人情報処理技術者受入れ促進事業に従事する外国人及びその扶養を受ける配偶者又は子について、福岡入国管理局において各種申請手続きを他の案件と区別し、優先的に処理する。

これにより、外国人情報処理技術者の円滑な入国等が可能となり、速やかな就労が実現し、本特区地域における情報処理産業の発展に大きく寄与するものである。

504の適用を受ける主体の特定の状況
主体が特定されている場合

名 称	スパークジャパン株式会社
住 所	宮崎県宮崎市柳丸町 1 2 2 - 1
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット関連事業 ・Webサイト企画・制作 ・システム・ソフトウェア開発 ・イントラネット、LANの構築、運用
取組状況	<p>現在、「高等学校総合管理システム」の開発事業を進めており、日本の情報処理技術者試験と相互認証制度が整っている中国や韓国の技術者を受け入れる意向。</p> <p>「高等学校総合管理システム」の開発については、研究開発・製品開発・市場投入まで、今後7年程度の期間が見込まれることから、本特区による規制緩和を利用したい。</p> <p>また、外国人技術者が働きやすい環境を提供するため、住宅貸与制度や長期休暇制度といった日本人技術者と同等以上の福利厚生面の充実も検討している。</p>

法第4条第3項の規定により聴いた意見の概要

意見を聴いた日時	平成16年1月21日
意見を聴いた方法	平成16年1月15日に計画案を提示し、概要を説明。1月21日口頭により意見聴取。
意見の概要	<p>1. 高度な知識を有するIT人材の育成確保は、大変重要な課題であり、本規制緩和によって事業の更なる推進が期待される。</p> <p>追加事項・修正事項等特段の意見なし。</p>
意見に対する対応	1. について 修正なし

504の適用を受ける主体の特定の状況
主体が特定されている場合

名 称	ソラン九州株式会社
住 所	宮崎県宮崎郡清武町大字今泉丙1864-10 今泉工業団地内
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンサルテーションサービス ・ ソフトウェアの開発 ・ ネットワークサービス ・ アウトソーシングサービス ・ パッケージソフトの開発、販売及び保守 ・ 情報機器の販売及び斡旋
取組状況	<p>ソラン九州を含むソラングループにおいては、中国に現地法人「北京ソラン」を設立し、ブリッジSE（日本の商慣習等に精通した中国の情報処理技術者）の育成を日本国内で行っているところ。これらのノウハウの元、ソラン九州においても、宮崎と台湾の交流を足がかりに中国へ進出する計画を有していることから、本特区の規制緩和を活用して5年程度の中国人技術者受入れを行うことを要望。</p>

法第4条第3項の規定により聴いた意見の概要

意見を聴いた日時	平成16年1月21日
意見を聴いた方法	平成16年1月19日に計画案を提示し、概要を説明。1月21日口頭により意見聴取。
意見の概要	<p>1. 高度な知識を有するIT人材の育成確保は、大変重要な課題であり、本規制緩和によって事業の更なる推進が期待される。</p> <p style="text-align: center;">追加事項・修正事項等特段の意見なし。</p>
意見に対する対応	1. について 修正なし

1 特定事業の名称

507 外国人情報処理技術者受入れ促進事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者（受入機関）

本特区内に所在する以下の事業所において、情報処理分野の業務に従事する外国人情報処理技術者及びその配偶者又は子

- ・ スパークジャパン株式会社
- ・ ソラン九州株式会社

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

認定後直ちに適用開始

4 特定事業の内容

特区内の下記受入機関において、「特定情報処理活動」に従事する外国人及びその扶養を受ける配偶者又は子について、最長の在留期間が3年から5年に延長される。

機関（事業所）名	所在地	機関（事業所）の概要
スパークジャパン株式会社	宮崎県宮崎市柳丸町 122-1	<ul style="list-style-type: none"> ・ インターネット関連事業 ・ Webサイト企画・制作 ・ システム・ソフトウェア開発 ・ イン트라ネット、LANの構築運用
ソラン九州株式会社	宮崎県宮崎郡清武町 大字今泉丙1864-10 今泉工業団地内	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンサルテーションサービス ・ ソフトウェアの開発 ・ ネットワークサービス ・ アウトソーシングサービス ・ パッケージソフトの開発、販売、保守 ・ 情報機器の販売及び斡旋

5 当該規制の特例措置の内容

(特区法第 22 条第 1 号及び第 2 号に該当することを判断した根拠を示す内容)

- 一 本県においては、独自の産業クラスター構想である「みやざき産業クラスター構想」の中で「ITリゾートクラスター」に取り組むとともに、総務省の「ITビジネスモデル地区」にも指定されている等IT産業の集積を積極的に後押ししている。こうした取組や本県の優れた自然環境や情報インフラが評価され、本特区内には、リゾートホテル内に事業所を設置した「トランスコスモス シー・アール・エム宮崎(株)」、韓国のソフトウェアを日本向けに改良販売している「エムネット(株)」（ともに宮崎市）や第3セクター企業である「(株)宮崎県ソフトウェアセンター」（佐土原町）等の特色あるIT企業を始め、多くのIT関連企業やS O H O（スモールオフィス・ホームオフィス）事業者が集積している。

また、宮崎大学（宮崎市）を中心とした産学官連携の進展や宮崎産業経営大学（宮崎市）及び佐土原高等学校（佐土原町）、各種専門学校を始めとしたIT関連教育の充実も図られている。この中から、宮崎産業経営大学の敷地と一体化したエムネット(株)の「宮崎ITソリューションセンター」や宮崎大学の卒業生によるITベンチャー企業「スパークジャパン(株)」（ともに宮崎市）等が輩出されてきている。

本特区地域においては、整備された情報インフラや優れた就業環境といった高いポテンシャルとともに、産学官連携推進母体である「みやざき産業クラスター推進協議会IT部会（産学官から134名が参加）」や民間企業・大学・公設試験場を中心とした「新産業創出総合研究会（電子・エレクトロニクス研究会）」等による一層の産学官相互の連携とも相まって、今後とも情報処理産業の発展が見込まれるものである

- 二 本県においてIT関連企業の集積が進む中で、アジア地域を中心とする外国人情報処理技術者に対する企業のニーズは、今後ますます進展する中国、韓国を始めとする東アジア経済を見据えた、企業の対アジア戦略の重要な柱へと変容しつつある。

特に、台湾や中国における現地法人や関連企業でのソフト開発を円滑かつ効果的に進めるために、日本の商慣習等に習熟した外国人情報処理技術者の育成が求められてきている。

このような状況のもとで、外国人情報処理技術者が特区内の事業所で継続的に業務に従事することは、特区内における情報処理産業の発展とともに、特区内に対アジア戦略を有する企業の更なる集積を促進するという相乗効果が見込まれる。

507の適用を受ける主体の特定の状況
主体が特定されている場合

名 称	スパークジャパン株式会社
住 所	宮崎県宮崎市柳丸町 1 2 2 - 1
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット関連事業 ・Webサイト企画・制作 ・システム・ソフトウェア開発 ・イントラネット、LANの構築、運用
取組状況	<p>現在、「高等学校総合管理システム」の開発事業を進めており、日本の情報処理技術者試験と相互認証制度が整っている中国や韓国の技術者を受け入れる意向。</p> <p>「高等学校総合管理システム」の開発については、研究開発・製品開発・市場投入まで、今後7年程度の期間が見込まれることから、本特区による規制緩和を利用したい。</p> <p>また、外国人技術者が働きやすい環境を提供するため、住宅貸与制度や長期休暇制度といった日本人技術者と同等以上の福利厚生面の充実も検討している。</p>

法第4条第3項の規定により聴いた意見の概要

意見を聴いた日時	平成16年1月21日
意見を聴いた方法	平成16年1月15日に計画案を提示し、概要を説明。1月21日口頭により意見聴取。
意見の概要	<p>1. 高度な知識を有するIT人材の育成確保は、大変重要な課題であり、本規制緩和によって事業の更なる推進が期待される。</p> <p>追加事項・修正事項等特段の意見なし。</p>
意見に対する対応	1. について 修正なし

507の適用を受ける主体の特定の状況
主体が特定されている場合

名 称	ソラン九州株式会社
住 所	宮崎県宮崎郡清武町大字今泉丙1864-10 今泉工業団地内
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンサルテーションサービス ・ ソフトウェアの開発 ・ ネットワークサービス ・ アウトソーシングサービス ・ パッケージソフトの開発、販売及び保守 ・ 情報機器の販売及び斡旋
取組状況	<p>ソラン九州を含むソラングループにおいては、中国に現地法人「北京ソラン」を設立し、ブリッジSE（日本の商慣習等に精通した中国の情報処理技術者）の育成を日本国内で行っているところ。これらのノウハウの元、ソラン九州においても、宮崎と台湾の交流を足がかりに中国へ進出する計画を有していることから、本特区の規制緩和を活用して5年程度の中国人技術者受入れを行うことを要望。</p>

法第4条第3項の規定により聴いた意見の概要

意見を聴いた日時	平成16年1月21日
意見を聴いた方法	平成16年1月19日に計画案を提示し、概要を説明。1月21日口頭により意見聴取。
意見の概要	<p>1. 高度な知識を有するIT人材の育成確保は、大変重要な課題であり、本規制緩和によって事業の更なる推進が期待される。</p> <p style="text-align: center;">追加事項・修正事項等特段の意見なし。</p>
意見に対する対応	1. について 修正なし